

事務事業チェックシート

事務事業No 208 事業名 障害者計画等策定事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策	3	障害のある人の自立と社会参加の推進
取組方針	3	社会参加・自立に向けた支援体制づくり

事業種別	継続	
事業期間	～	
事業実施の根拠法令		
関連個別計画	和歌山市障害福祉計画	
担当課・担当課長 (Tel)	障害者支援課	西 喜彦 (435-1060)
関連課		

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計		一般会計	
	款		民生費	
	項		社会福祉費	
	目		障害者総合支援費	
	大事業		障害者総合支援事業	
事項		障害福祉計画策定事業		

1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的 (「誰・何」をどういう状態にする) ための事業か)	障害のある人がその人らしく、住み慣れた地域で安心して生活していけることを目指し、和歌山市障害者計画及び和歌山市障害福祉計画を策定する。				
	事業内容	和歌山市障害者計画、和歌山市障害福祉計画を策定する。また策定委員会等を開催する。				
実施内容		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		年4回の策定委員会開催	年1回の策定委員会開催	年1回の策定委員会開催	年4回の策定委員会開催	年1回の策定委員会開催

2 事業コスト

事業費等 (千円)	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	5,015	4,594	120	66	120	91	2,683		120	
伸び率 (%)	-	-	▲97.6%	▲98.6%	0.0%	37.9%	2135.8%	▲100.0%	▲95.5%	-
人件費	正規職員	2,302	2,487	2,484	2,526	2,484	2,426	2,484	2,484	
	正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	2,302	2,487	2,484	2,526	2,484	2,426	2,484		2,484	
国庫支出金										
県支出金										
市債										
その他										
一般財源 (税等)	5,015	4,594	120	66	120	91	2,652		120	
所要人数 (人)	正規職員	0.31	0.33	0.33	0.33	0.33	0.32	0.33		0.33
	正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0		0
主な予算内訳	委員報酬448千円、障害福祉計画策定委託料2,204千円、									

3 目標及び実績

指標名	指標名	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			目標値	実績値	達成度 (%)	目標値	実績値
活動指標			目標値				
			実績値				
			達成度 (%)				
成果指標	会議開催回数	回	目標値	4	1	1	4
			実績値	4	1	1	
			達成度 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	
			目標値				
			実績値				
			達成度 (%)				

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	障害のある人がその人らしく、住み慣れた地域で安心して生活していけることを目指すため、計画策定が必要である。また計画の策定は、障害者基本計画及び障害者総合支援法で規定されている。
見直し・改善内容	